

議案第 3 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 5 月 8 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「除く。）」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。